

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)

京都信用保証協会は、地域に密着した信用保証協会として、中小企業の事業維持・発展のため、関係機関と連携しオール京都体制で、金融と経営の総合的サービスの推進を図ります。

また、コンプライアンス態勢の一層の推進を図るとともに、計画の実現のため風通しの良い職場環境作りと人材育成を進めていきます。

以上を踏まえ、平成24年度から26年度までの3ヵ年間ににおける業務上の基本方針として、以下に掲げる事項を主要項目として積極的に取組んで参ります。

1. コンプライアンス態勢の一層の推進とガバナンスの強化

- ・ 公的機関としてコンプライアンス態勢を一層推進し充実・強化を図ります。
- ・ 内部検査を適切に実施し、適正な業務運営を確保します。
- ・ 個人情報保護法の遵守とともに、個人情報の適切な管理を行います。

2. 風通しの良い職場環境作りと人材育成

- ・ 各職場で意見を出し合い、風通しの良い職場環境作りを目指します。
- ・ 研修の充実を図るとともに中小企業診断士、協会資格検定などの業務に有効な資格取得を促します。

3. 金融と経営の総合的サービスの推進

企業との直接対話を推進し、地域密着型協会として行政機関、地域金融機関、関係機関等のオール京都体制で中小企業の事業維持・発展のための総合的な支援を図ります。

(1) 金融と経営のトータルサポートの推進

- ・金融機関、関係機関（商工調停士及び商工会議所・商工会等）との連携を図り、保証後の継続的なフォローアップにより、企業の破綻回避に向けたサポートの取組みを強化します。
- ・関係機関との堅固な連携を維持し、積極的な再生支援等の取組みにより中小企業の経営改善を推進します。また、二次破綻防止のため、保証後のモニタリングと再生計画の進捗管理を行います。
- ・中小企業の事業維持・存続を見極め、返済緩和を伴う条件変更については、きめ細かく柔軟に取組みます。
- ・協会窓口相談や出張相談による金融・経営相談体制の充実を図ります。
- ・新規保証の企業に対し、保証後の訪問等による事後フォローの整備充実を図ります。
- ・税理士等（専門家）を活用した金融経営相談の整備充実を図ります。

(2) 適正保証及び各種保証制度の推進

- ・公平・平等・公正な審査を徹底し、反社会的勢力等の案件については、関係機関とも情報を共有して徹底排除します。
- ・京都府、京都市協調4制度を推進の柱とし、中小企業の事業維持・発展のための積極的かつ適切な保証推進を図ります。
- ・創業、特定社債等の政策保証や提携保証の推進を図ります。

(3) 顧客サービスの推進

- ・広報活動を充実させ、中小企業者や関係機関に保証利用を促します。
- ・保証利用率（浸透度）の向上を図ります。
- ・団信加入について金融機関への推進を行い、顧客サービスを図ります。

(4) 審査・目利き能力の向上

- ・中小企業の実地調査、現地確認を積極的に行い、技術力、経営力を見極める審査・目利き能力の向上を図りま

す。

- ・ 中小企業の現場研修を行い、目利き能力の向上を図ります。

4. 回収の合理化・効率化

代位弁済に占める有担保求償権の構成比は年々減少し、新規代位弁済の多くは担保と第三者保証人が無く回収が難しくなっています。また、破産等の法的整理を申立てる債務者も引続き多いことから、以下の項目に取り組んでいきます。

(1) 分類別債権管理の推進

- ・ 返済実績・代位弁済後の経過年数・回収可能性などにより求償権を分類し、効率的な回収を行います。

(2) 個別企業の実態に即した回収

- ・ 個別企業の状況や保証人・担保等の調査を行うとともに必要に応じて面談や訪問・現地調査を行い、実態把握に努め有効かつ適切な回収を行います。また、安定的な回収となる定期回収の増加に努めます。

(3) 費用対効果に基づく法的措置

- ・ 適時適切な督促を行っても効果の無い債務者等に対しては、費用対効果に基づき差押等の法的措置を実施します。

(4) 管理事務停止と求償権整理の推進

- ・ 債権管理を行っても回収が期待できない求償権については、管理事務停止と求償権整理を推進し、回収事務の合理化・効率化を図ります。

(5) 保証協会債権回収(株)京都営業所（サービサー）の効率化とローコストの債権管理

- ・増加する無担保無保証人の求償権の債権管理について、より効率的でローコストに行えるようサービサーの体制並びに委託基準の見直しの検討を進めます。

5. 利便性向上を目指した環境整備

本所及び宇治支所の環境整備について、耐震、事務所スペース、利便性などの観点から具体的な検討を進めていきます。